

○興行場法施行細則

昭和五十九年九月二十八日

山口県規則第四十七号

興行場法施行細則をここに公布する。

興行場法施行細則

興行場法施行細則（昭和二十三年山口県規則第八十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行について、興行場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十九号）及び興行場の公衆衛生上必要な基準に関する条例（昭和五十九年山口県条例第十七号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第二条 法第二条第一項の許可を受けようとする者は、興行場経営許可申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添えて興行場の所在地を管轄する保健所の長（以下「所轄保健所長」という。）に提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類については、営業者から興行場営業を譲り受けた場合であつて、既に所轄保健所長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

一 付近の見取図

二 平面図及び構造設備を明らかにした図面

三 水道水以外の水を洗面に使用する場合にあつては、当該使用水の水質検査成績書の写し

四 法人にあつては、登記事項証明書

（平一七規則六三・令三規則五〇・一部改正）

（構造設備の基準）

第三条 条例第二条第二号の規則で定める高さは、二・一メートルとする。

第四条 条例第二条第三号イの規則で定める入場者一人当たりの占有面積は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる面積以上とする。

一 いす席又は座り席 ○・三平方メートル

二 立見席 ○・二平方メートル

三 歩行しながら観覧する場合 ○・五平方メートル

第五条 条例第二条第三号ロの規則で定める防湿上有効な構造設備は、次に掲げるとおりと

する。ただし、床面又は床下をコンクリートその他不浸透性の材料で覆う等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

一 床の高さは、〇・四五メートル以上とすること。

二 床が木造である場合にあつては、床下に適当な換気方法が講じられていること。

第六条 条例第二条第三号ハの規則で定める照度は、床面において三十ルクス（映写、演技等を行つている場合にあつては、〇・二ルクス）とする。

第七条 条例第二条第三号ニの規則で定める幅は、〇・四メートルとする。

第八条 条例第二条第六号ロの規則で定める構造設備は、次に掲げるとおりとする。

一 便器と便槽が不浸透性の管で連結されていること。

二 便槽は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な貯留能力を有すること。

三 適当な防臭、防虫及び防その措置が講じられていること。

第九条 条例第二条第六号ハの規則で定める数は、次に掲げるとおりとする。

一 入場者の定員（以下「定員」という。）が五十人以下の場合にあつては、二以上とすること。

二 定員が五十人を超える場合にあつては、定員を次の表の上欄に掲げる定員の区分によつて区分し、当該区分に応じる同表の下欄に掲げる率を順次適用して計算した数の合計数以上とすること。ただし、仮設の興行場にあつては、公衆衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

五百人以下の定員	二十五分の一
五百人を超える定員	五十分の一
千五百人を超える定員	百分の一

第十条 条例第二条第七号の規則で定める設備は、ごみ箱、たんつば及び救急箱とする。

（承継の届出）

第十一条 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業承継届（別記第二号様式）に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長に提出しなければならない。

一 相続による承継にあつては戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し、法人の合併又は分割による承継にあつては合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(昭六一規則六五・追加、平一三規則三七・令三規則五〇・一部改正)

(変更等の届出)

第十二条 営業者は、当該許可に係る事項を変更したときは、遅滞なく、興行場経営許可事項変更届(別記第三号様式)に第二条各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、その旨を所轄保健所長に届け出なければならない。

2 営業者は、当該営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、興行場営業停止届(別記第四号様式)又は興行場営業廃止届(別記第四号様式)により、その旨を所轄保健所長に届け出なければならない。

(昭六一規則六五・旧第十一条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第一〇五号)

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第四四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第三七号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第二号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

(表)

興行場経営許可申請書

山口県収入証紙
貼付け欄
(消印しない)
こ と。

年 月 日

保健所長 様

住 所
申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
(電話 局 番)

下記のとおり興行場の経営の許可を受けたいので、興行場法第2条第1項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

興 行 場	名 称										
	所 在 地										
	管 理 者	住 所									
	氏 名										
場	常 設 ・ 仮 設 の 区 分	1 常設 2 仮設 (年 月 日から 年 月 日まで)									
	種 類	1 映画 2 演劇 3 音楽 4 スポーツ 5 演芸 6 観せ物()									
構 造	敷 地 面 積	m ²		建物の構造		造		階建			
	建 築 面 積	m ²		天井の高さ		最低		m			
	延 べ 面 積	m ²									
	換 気 設 備	1 自然換気設備 2 機械換気設備 3 空気調和設備									
	占 有 面 積	椅 子 席	座 り 席	立 見 席	そ の 他						
		m ²	m ²	m ²	m ²						
	定 員	人									
	床	材質		最下階の床の高さ		m					
	照 度	映写、演技等を		ルクス							
	ルックス 行っている場合										
備	椅 子 の 幅	m									
	洗 面 所 の 使 用 水 の 種 類	1 水道水 2 その他()									
	便 種 類	1 水洗式 2 くみ取り式									
	便 所	便器数	男子用	大便器 個	兼用便器 個	小便器 個	合計		個		
			女子用	兼用便器 個							
	興行場法施行細則第2条ただし書の規定の適用を受けるときは、興行場営業の譲渡人の署名										

(裏)

添付書類

- 1 付近の見取図
- 2 平面図及び構造設備を明らかにした図面
- 3 水道水以外の水を洗面に使用する場合にあつては、当該使用水の水質検査成績書の写し
- 4 法人にあつては、登記事項証明書

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「興行場」欄の「常設・仮設の区分」欄及び「種類」欄並びに「構造設備」欄の「換気設備」欄及び「便所」欄の「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 3 「興行場法施行細則第2条ただし書の規定の適用を受けるときは、興行場営業の譲渡人の署名」欄は、興行場営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第11条関係)

興行場営業承継届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

(電話 局 番)

下記のとおり 相 続 合併により興行場の営業者の地位を承継したので、
分 割
興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

興 行 場		名 称					
		所 在 地					
許可年月日及び指令番号			年	月	日	第	号
相 続	被相続人	住 所					
		氏 名					
	被相続人との続柄						
法人の合併又は分割	合併により消滅した法人又は分割前の法人		名 称	主たる事務所の所在地		代 表 者 の 氏 名	
相続開始、合併又は分割の年月日			年 月 日				

添付書類

- 1 相続による承継にあつては戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し、法人の合併又は分割による承継にあつては合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第12条関係)

興行場経営許可事項変更届

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり興行場の経営許可事項を変更したので、興行場法施行細則第12条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

名 称	
所 在 地	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	1 申請者の住所又は氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名) 2 興行場の名称又は所在地 3 管理者の住所又は氏名 4 興行場の種類 5 構造設備
変 更 の 内 容	変 更 前 変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 3 興行場法施行細則第2条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第12条関係)

興行場営業
停止届
廃止

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり興行場営業の全部を停止したので、
項興行場法施行細則第12条第2の規定により届け出ます。
記

名 称	
所 在 地	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
停止の理由	
停止年月日	年 月 日
営業再開予定年月日	年 月 日

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「営業再開予定年月日」欄は、営業を停止した場合のみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

（平 6 規則105・平10規則44・平13規則37・平17規則63・令元規則 2・令 3 規則
50・一部改正）

第 2 号様式（第11条関係）

（昭61規則65・追加、平 6 規則105・平10規則44・平13規則37・令元規則 2・令
3 規則50・一部改正）

第 3 号様式（第12条関係）

（昭61規則65・旧第 2 号様式繰下・一部改正、平 6 規則105・平10規則44・令元
規則 2・一部改正）

第 4 号様式（第12条関係）

（昭61規則65・旧第 3 号様式繰下・一部改正、平 6 規則105・平10規則44・令元
規則 2・一部改正）